

鹿児島県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和3年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		1.6E-2	4.4E-1	6.6E+1	66.2
64	エトフェンプロックス	2.8E+1	1.3E+1	2.7E+1	5.8E+1	126.3
117	テブコナゾール				8.2E+0	8.2
139	トラロメトリン			4.4E+0	5.3E+0	9.7
140	フェンプロパトリン			3.3E+0		3.3
153	テトラメトリン	2.5E+2	1.5E+1	2.6E+2	2.7E-1	534.9
181	ジクロロベンゼン	5.5E+2	3.5E+2			904.6
225	トリクロルホン		1.2E+1			12.4
251	フェニトロチオン		2.4E+2	4.0E+0		247.4
252	フェンチオン	6.2E+0	9.8E+1	6.2E+0		109.9
256	デカン酸				6.5E+0	6.5
350	ペルメトリン	5.6E+1	7.2E+1	3.7E+1	1.5E+2	316.1
405	ほう素化合物		1.9E-1	6.4E+1	5.4E+0	69.5
427	カルバリル			2.1E+2		210.7
428	フェノプカルブ			2.1E+1	3.9E+2	411.7
457	ジクロルボス	1.1E+2	1.1E+3			1,204.8
合 計		1.0E+3	1.9E+3	6.4E+2	6.9E+2	4242.3

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等